

## 令和3年度業務運営懇談会議事要旨

1 日 時：令和3年5月21日（金）13：30～15：45

2 場 所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部7階研修室  
（さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟）

### 3 出席者

#### ◎座長

木内 岳志 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

#### ○外部有識者（Web参加）

阿久澤 良造 日本獣医生命科学大学 名誉教授

川上 和久 麗澤大学 教授

川島 知之 宮崎大学 農学部 畜産草地科学科 教授

戸部 依子 公益財団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活研究所 所長

野口 章 日本大学 生物資源科学部 生命科学科 植物栄養生理学研究室 教授

與語 靖洋 公益財団法人 日本植物調節剤研究協会 研究所 技術顧問  
(五十音順 敬称略)

#### ○説明者等

岡田 正孝 理事

功刀 豊 理事

高橋 秀一 理事

中野 隆史 監事

服部 夕紀 監事

西山 武夫 有害物質等分析調査統括チーム長

中田 直 認定センター所長

田村 正宏 企画調整部長

田中 修一 総務部長

金田 直樹 消費安全情報部長

大貝 真弓 規格検査部長

高橋 史彦 表示監視部長

荻窪 恭明 肥飼料安全検査部長

楠川 雅史 農薬検査部長

#### ※外部有識者（欠席）

高野 克巳 東京農業大学 名誉教授

#### 4 議事次第

- (1) 開会（理事長挨拶、出席者紹介）
- (2) 議事
  - ・令和元年度業務実績に係る評価
  - ・令和2年度業務運営懇談会委員からのご意見への対応状況
  - ・令和2年度プロセス評価対象の取組紹介と業務実績自己評価の概要
  - ・令和3年度目標及び事業計画の紹介
- (3) 全体を通した委員との意見交換
- (4) 閉会

#### 5 質疑応答（事前意見等は別紙のとおり）

##### (1) 令和元年度業務実績に係る評価について

質疑なし

##### (2) 令和2年度業務運営懇談会委員からのご意見への対応状況

質疑なし

##### (3) 令和2年度プロセス評価対象の取組紹介と業務実績自己評価の概要について

###### ①肥飼料関係業務

質疑なし

###### ②農薬関係業務

外部有識者

日本の病害虫や雑草について、耕作放棄等を考慮すると、外来雑草の問題は大きいものと考えられる。優先審査の中で除草剤の案件が2件と少なく感じるが、理由はあるか。何か情報があれば教えてほしい。

説明者

現場の要望に基づき実施しているため、こちらでは回答が難しい。

###### ③表示監視業務

外部有識者

資料3-2、P5について、これは新規の分析法なのか。どこの事業所でも分析可能なのか。

説明者

異性化液糖の分析は難しいものではなく、分析環境が整っていれば可能である。今回の事業者は、異性化液糖の残留について分析し確認していなかったため、FAMICで生産プロセスを再現し、根拠を示したものである。分析方法を開発したということではない。

外部有識者

分析について理解している事業者は、確認しているということか。

説明者	本来事業者が確認すべきことを実施していなかったという事案である。
外部有識者	<p>調査研究業務について、計画では 13 課題以上と設定しているが、平成 28 年度から令和元年度は 18 課題であった。課題数が減少しているのは何故か。</p> <p>以下コメントであるが、今回取り組んだ課題については、全てが専門家の委員から高い評価を受けているように、質が高い内容であると感じる。特にアスパラガスの分析に関しては、日々の分析の積み重ねが成果として現れたと考える。水溶性成分に着目したとのことだが、水溶性成分は抽出や分析が容易でかつ多くの情報が詰まっており、いいところに目をつけたと感じた。</p>
説明者	令和元年度までは、平成 27 年度より前の平均課題数に基づき目標を 18 課題としていた。以前は単一の分析法で判別ができる例が多かったが、最近では複数の分析手法を組み合わせないと判別が難しいものが増え、一課題に係る労力が増大したことから、農林水産省と相談し、目標課題数を変更した経緯がある。
外部有識者	課題数を絞ったことで課題 1 つ 1 つの質の高さにつながったのではと感じた。
④JAS 関係業務	
外部有識者	EPA や TPP 等の貿易に係る協定が増える中、相互承認や同等性協議等の業務量は膨大になると予想されるが、人員を確保できるのか。これから増大していく業務量に対して、どのように対処するのか。
説明者	FAMIC の定員を増やすことは難しいが、規格検査部と認定センターでの業務を効率化したいと考えている。具体的には、現在、登録認証機関の登録に係る審査業務は規格検査部、FAMIC 認定制度に基づく業務は認定センターで行っているが、これらの審査業務は同様の業務なので、認定センターで業務が完結するよう体制の見直しを検討している。
外部有識者	事前質問の回答には、日本と EU 間での有機同等性の相互承認について、「従来から相互に承認している」とあるが、具体的にいつからなのか。
説明者	EU との関係は当初は不平等な状態から始まった。日本は EU に有機同等性を認めていたが、EU は認めないという状態が長く続き、平成 22 年から相互承認となった。現在の同等性の範囲は、有機農産物と有機

農産物加工食品のみであるが、EU は日本からの輸出の際に、有機農産物加工食品の原材料について原産地に制限をかけており、国産又は日本と有機同等性を認証している国の原材料のみ可としている。現在、この原産地条件撤廃や有機畜産物への表示規制の拡大について議論されているところであるが、EU 規則の改正等もあり、時間を要している。

#### ⑤有害物質分析業務

質疑なし

#### ⑥内部統制

外部有識者

理事長自ら動画で説明したというのは素晴らしい。優秀な職員のリクルーティングへの活用も検討してほしい。

理事長

今回初めて動画を作成したが、このような動画は、見る側からすると非常に分かりやすいと感じた。リクルートへ活用していきたい。既に畜産職リクルート向けに動画を作成し、活用しているところ。

#### (4) 令和3年度目標と事業計画の紹介

外部有識者

食品循環資源利用飼料について、十分な加熱をしていない肉を含むエコフィードを豚に給餌することでCSFを発症した事案について、生産者へ事前の立入検査が実施されていなかった点が非常に問題である。このような生産者に対しては、加熱処理基準を示すことだけでなく、立入検査の体制がこれだけしっかりしていることを示すことが重要。

事前意見への回答では、エコフィード工場に関して、全国的に流通範囲にかかわらずFAMICが対応するとあったが、このような情報はエコフィードガイドラインや農林水産省のHP等には示されていないので、分かりやすく示すべき。また、生産者は都道府県が対応する等の行政の役割分担についても明確に示されていないように感じるので、このような情報もより積極的に示すべき。加えて、FAMICも全国的に平準化して統一的な指導を行うということであれば、ガイドラインではエコフィードの窓口が農林水産省と都道府県とのみ記載されているが、FAMICも明記されるべきではないか。

また、一番リスクが高いのは、肉を含むエコフィードを使用しているにも関わらず確認届を出していない生産者だと思うが、そのような事業者への対応が明確に示されていない。今後の対応について事業計画に示してもいいのではないか。また確認届がどの程度提出されたかも、実績として記載してはどうか。

説明者

農林水産省から適宜情報提供されていると思うが、事業者等にうまく

伝わっていないようであれば、農林水産省と連携し、情報提供に努めていきたい<sup>注</sup>。

確認届の届出数については、農林水産省が全体をとりまとめており、情報発信は農林水産省へ相談していきたい。確認届を提出していない事業者への調査については、FAMIC 独自で実施することは難しいため、農林水産省の指示があれば、適切に実施していきたい。

注：令和3年5月26日に農水省の担当官に委員のご意見を伝えたと  
ころ、これまでも事業者等に対する情報提供は適時適切に実施して  
きたと考えているが、より良い情報提供の在り方については、今後  
とも検討していきたい旨の回答を得たところ。

外部有識者

健康家畜由来の薬剤耐性菌の調査について、事前意見に対する回答に、「EU と海外の動向を踏まえ」、とあるが、汚染のスタートがと畜場であるからこのような目標としているということによいか。また環境への配慮、コスト削減に関しては、現場の情報が生きてくる。FAMIC には環境配慮無駄削減推進委員会があるとのことだが、現場の情報をどのように捉えて取り組んでいるのか。

説明者

本事業は健康家畜由来の耐性菌を対象としており、農場には健康家畜だけでなく病畜もいるため、由来の判別が難しい一方、と畜場や食肉処理場では、健康家畜のみがと畜されるため、と畜場等で菌株を採取する方が、健康家畜由来の菌株を分離できると考えられる。

説明者

物品・役務等について、環境に配慮した物品を調達するようこの環境配慮無駄削減推進委員会の意見等を踏まえ、対応している。

外部有識者

令和2年度の実績で高い評価となった内容は、令和3年度の計画に入っているのか。例えば、肥料部門での検査手法に関する動画によるスキルアップの実績は、令和3年度の計画にも反映されているのか。

説明者

具体的な内容については計画に記載していないが、これまで積み上げてきた実績を基盤とし、立入検査等を適切に実施していきたいと考えている。

説明者

A として評価をした内容については継続して実施していく。

#### (5) 全体をとおした委員との意見交換

外部有識者

コロナ禍において、現場へ行かずに検査を実施する仕組みを整備したことは、高く評価される内容であると感じる。しかし、こういった取組を強くアピールすることで、財務省等から出張旅費等が不要である

と思われてしまう可能性を懸念している。中長期的に見れば現場での検査は重要であるため、適切にアピールしてほしい。

外部有識者

人材確保は重要な課題となってくると思われる。業務量が増える中、人件費の削減が目標に掲げられている。一方、優秀な人材確保は必須であることから、努力し取り組んでほしい。

外部有識者

業務量の増大が一番懸念される。うまくバランスをとりながら実施してほしい。

## (6) 閉会

理事長

将来の FAMIC の姿、人材の確保や体制作りについて、心配いただいた。農薬の再評価など、工夫して取り組んでいきたいと考えているところである。コロナによる対応で良かった内容については今後も生かしていくが、現場での対応はやはり重要な業務である。農林水産省では対応できないことができる、ということが FAMIC の強みであるため、今回の意見を踏まえ対応していきたい。

## 令和3年度業務運営懇談会＜事前質問＞

No.	ご意見・ご質問	回答
(1) 令和元年度業務実績評価まとめ		
(1)1	自己評価に比べて、農林水産大臣の評価が高くなっている部分については、今後もアピールポイントになると思います。	-
(2) 令和2年度業務運営懇談会委員からのご意見への対応状況		
(2)1	9：（コメント）コロナ禍が続く中、一部計画が中止になったことは十分理解できます。	-
(2)2	No. 2、10、11の件 情報発信の適切化に関する愚見に対し、SNS（Facebook）開始のご対応を頂き有難うございました。今後は是非その充実化をお図り頂きたくお願い申し上げます。すなわち、情報発信対象（職業、年齢層、消費者・生産者の別、等々）や発信方法・内容について継続的に検討ならびに修正頂き、固定化を避けて適切で重厚な発信ができるような仕組みをお作り頂きたいと存じます。 なお、将来の日本を支える若年層へのFAMICの浸透を是非お考え下さい。限られた予算の中で困難もありましようが、外注も視野に、FAM、AMI、MICのキャラクターを登場させる動画やアニメーションを駆使するなど、ご検討をお願い申し上げます（ <a href="https://www.youtube.com/watch?v=_gcY17iSZj8">https://www.youtube.com/watch?v=_gcY17iSZj8</a> 等のご努力は存じ上げております）。	FAMIC公式Facebookをご確認いただきありがとうございます。ご意見のとおり、ターゲットを意識しアクセス状況等も注視しながら継続的に検討を行い、内容の充実にも努めて参りたいと思います。また、動画コンテンツについては、業務内での制作需要も高まりつつあるところ、予算や人的資源等が許す範囲でより効果的な情報発信を行っていただけるよう、検討してまいります。
(3) 令和2年度プロセス評価対象の取組紹介と業務実績自己評価の概要		
(3)1	全般：（質問）資料3-2の右上のページ番号は具体的にどこを示しているのでしょうか？説明資料ごとに異なるように思います。	申し訳ありません。ページ番号を修正したものを改めてお送りします。
(3)2	資料3-1/2-2 重要度及び困難度の設定：（質問）【重要度：高】の場合、【困難度：高】のような評価基準設定はないのでしょうか？	総務省から「独立行政法人の評価に関する指針」が示され、困難度が「高」とされた目標は、評定を一段階引き上げる（通常、実施率が100%以上であればBのところをAにする）ことが可能とされています。一方、重要度は、総合評定の際に考慮して評定するように定められているのみです。 なお、FAMICの自己評価においてプロセス評価する際には、重要度の設定状況を考慮して評価しています。
(3)3	資料3-1/②、資料3-2/P1、資料3-3/P9-10：（質問）動画を作成したことによって、FAMICにおける職員の負担（作成時や今後の対応）や業務引継ぎの効率化等はどのように？	動画資料の作成に係る職員の負担については、作成に当たり新たなノウハウも必要となるため、当面の間、増加する場合がありますと考えています。 一方、動画作成の実績が積み上がっていけば、職員の負担は軽減するとともに、頻度が少ない検査分析技術の継承を含め、効率的な業務引継ぎが可能になると考えています。

(3)4	資料3-1/④、資料3-3/P20：（質問）外来生物による耕作放棄の大きな原因として外来雑草がありますが、64件の優先審査の中に除草剤はなかったのでしょうか？	優先審査64件のうち除草剤の案件は2件あります。
(3)5	電子ジャーナル化（資料3-1/③&⑧、資料3-2/P3、資料3-3/P17&40）：（質問）今回「肥料及び資料研究報告」について、電子ジャーナル化を進めましたが、今後「農業調査研究報告」もISSN番号（オンライン）を付与してWeb公開だけになるのでしょうか？	昨年度に調査研究報告第12号（令和元年度実施分）の配布に合わせて今後の印刷物の要望について調査したところ、32機関からは継続の要望があったため、次号より印刷物の送付はこれらの機関のみとすることとしました。これにより、印刷部数は1/4以下となります。なお、調査研究報告のPDF版はすでにHP上で公開しております。
(3)6	農業の評価ガイダンス：（資料3-1/⑦、資料3-2/P4、資料3-3/P23-25）： （コメント）農業の「評価ガイダンス」は極めて重要です。予定通り令和3年度の上半期に通知されることを期待します。なお、暴露量計算シートはミツバチに限定されたものであることが資料3-2にも明記されていることが好ましいと思います。 （質問）なお、資料3-2/P4の実施「P」は何がペンディングなのでしょうか	ご意見を踏まえて修正いたします。 また、ご質問の「P」は資料の作成過程で付したもので、不要です。失礼いたしました。
(3)7	残留農薬分析法の改良（JAS制度）（資料3-1/⑬、資料3-2/P9、資料3-3/P57）：（質問）このことにより、有機緑茶について国際基準もクリアできると考えてよいのでしょうか？このことは有機同等性（資料3-1/⑩、資料3-2/P8、資料3-3/P52）とも関連し、そこでは取り上げられていないEUは、輸出促進において大きな潜在的市場になると思われます。また、そのことは資料3-1/⑭～⑯、資料3-2/P10&11、資料3-3/P58-60にあるFAMIC認定制度や輸出促進とも関連すると思われませんが、それらの関係性が理解できませんでした。	残留農薬の分析は、登録認証機関による認証業務が適切に実施されているか等の確認のために実施しているものです。有機緑茶を含む有機農産物加工食品については、従来から日本とEUの間で有機同等性を相互に承認しています。現在、有機緑茶のEU向け輸出量は、有機同等性を利用した輸出実績において最大となっています。 なお、有機同等性の承認は基本的には国同士の取り決めのため、FAMIC認定制度は関与していません。

(3)8	<p>エキナセア中のピロリジジナルカロイド（資料3-1/⑰、資料3-2/P12、資料3-3/P65）：（質問）ピロリジジナルカロイドは様々な植物に含まれていると思われませんが、今回はエキナセアの定量分析に特化した成果でしょうか？また、わが国においてこの植物を特別に取り上げる理由があれば教えてください。</p>	<p>キク科、ムラサキ科には、ピロリジジナルカロイドが含まれることが知られています。日本国内ではこれまでに食品によるピロリジジナルカロイド類による健康被害の発生はありませんが（農林水産省調べ）、農林水産省は、ピロリジジナルカロイド類を含む可能性がある食品について、これまでにふき、ふきのとう、つわぶきの含有実態を調査しています。EUではエキナセア等について、ハーブティーとして飲用時の規制値策定の動きがあり、日本としても実態調査を行う必要があったことから、エキナセアについて妥当性確認を行ったところです。</p>
(3)9	<p>BBCHスケール（資料3-3/P23）：「BBCH スケールと日本の作物栽培で使用される栽培用語の対比表を作成した。」とありますが、どのようなものでしょうか？</p>	<p>「BBCHスケール」とは、欧州で使用されている植物の成長段階を表す指標で、例えば「開花」や「果実の発達」といった成長段階がさらに細かく区分・定義されています。ミツバチの被害を防止するために、農薬ラベルの適用表や注意事項において一定の時期に使用を制限する場合がありますが、これが農業現場で誤解・混乱なく着実に実行されるには、使用時期に係る定義を明確にしておく必要があります。このことから、作物（開花作物、果実を利用する作物）ごとに、主として開花期に関するBBCH スケールを和訳し、都道府県の栽培暦等で使用されている栽培用語を調査して対比表を作成し、農林水産省に提供いたしました。</p>
(3)10	<p>◎ 新型コロナの影響について  令和2年度は世界中が新型コロナ禍に翻弄され、あらゆる組織の事業計画が根本から崩された年でありました。当然、貴センターでも同様であったと拝察申し上げます。「資料3-3 FAMICの令和2年度業務実績等報告書（案）」を拝見しますと、肥料、飼料部門では、業務実績や自己評価欄にそれらに関する記載がありますが、administration部門を含む他の部門での記載は希薄であると感じました。  新型コロナ禍により受けた影響とその対応・対策は、明文化しておく必要がございませんでしょうか。可能であれば、実績報告書（あるいはいずこか）にコロナ対応の項目を設けても良いのではないかと考えます。定型を崩すことに勇気が要りますが、令和3年度も新型コロナの影響が続いていることから、ご検討頂きたいお願い申し上げます。FAMICが先鞭を付けても良いと思います。  ※ 民間企業では、コロナへの企業対応をHPに掲載しているところすらございます。参考までにお示しします。  ・ H社 <a href="https://www.hitachi.co.jp/information/ImportantNotices/index.html">https://www.hitachi.co.jp/information/ImportantNotices/index.html</a>  ・ F社 <a href="https://www.fujitsu.com/jp/covid19/">https://www.fujitsu.com/jp/covid19/</a>  ・ C社 <a href="https://global.canon/ja/info/covid-19/">https://global.canon/ja/info/covid-19/</a></p>	<p>・ 新型コロナ禍により受けた影響とその対応を明文化しておく必要があるとのご指摘については、現在作成中の令和2事業年度事業報告書の中で、令和2年度のトピックス「コロナ禍に対応した業務の実施」として、講習会や施設見学のWebでの実施、立入検査手法の見直し、職員の感染発生時の業務継続体制構築等について記載しています（令和2事業年度事業報告書案を添付します）。  ・ また、令和2年度業務実績等報告書においても、新型コロナウイルス感染拡大防止、緊急事態宣言への対策状況を個々の業務実績欄に記載しております。業務実績等報告書の様式は、総務省から提示されている統一様式のため変更することはできませんが、飼料部門では、当該業務の業務量の大宗を占める立入検査、分析、検定、工程管理検査等の主要業務において創意工夫して新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組んだことから、これまで行ったことがなかった中項目を対象としたプロセス評価を行い、自己評価をAに引き上げました。</p>

(3)11	<p>◎ 研究報告の電子ジャーナル化について</p> <p>肥料研究報告と飼料研究報告が電子ジャーナル化されたことは、省予算化、作業の省力化等様々なメリットに繋がると存じます。農業ならびに食品関係等についても計画されているかとは存じますが、早期電子ジャーナル化を期待致します。</p>	<p>昨年度に調査研究報告第12号（令和元年度実施分）の配布に合わせて今後の印刷物の要望について調査したところ、32機関からは継続の要望があったため、次号より印刷物の送付はこれらの機関のみとすることとしました。これにより、印刷部数は1/4以下となります。なお、調査研究報告のPDF版はすでにHP上で公開しております。</p> <p>食品関係等調査研究報告については、2007年（平成19）年度分（第31号）よりHP上で入手可能な状態です。さらに、令和2年度調査研究報告の発行の際に、これまでの印刷冊子の送付先に電子ジャーナル化・冊子送付の中止に関するアンケートを行い、その結果を踏まえ令和3年度より電子ジャーナル化の予定です。</p>
(3)12	<p>◎ プロセス評価について</p> <p>現在、あらゆる調査研究業務がプロセス評価の対象となっていると理解しておりますが、なかにはそのような評価法に適さない業務もあるように感じております。この辺りのことについて精査頂けると幸いです。</p>	<p>法人の業務実績として部門ごとの調査研究業務全体を評価する際は、外部有識者委員会による個々の研究課題の成果の達成状況への評価に加え、その成果の行政ニーズへの貢献度等を加味して法人としての自己評価（プロセス評価）をしています。今後、ご指摘の視点も踏まえて、プロセス評価の対象を精査してまいります。</p>
(3)13	<p>全体を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度の実地検査数やそのための出張旅費が当初予定に比べ、大幅に減少したものと存じます。そのような困難な状況下で、飼料の安全性確保のための検査業務については、創意工夫により、これまでと遜色のない業績をあげていることは高く評価されると思います。一方、現場に出向くことは、中長期的にみて、飼料の品質・安全確保に大きな、そしてかけがえのない意義があることだと思います。オンラインの利用や代替のサンプリング法等で、実地検査を十分に補えると言いきることなく、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、実地検査や対面での研修会等が十分に実施できるよう、予算等はしっかり確保していただきたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>飼料は食の安全に直結するものであり、立入検査等を通じて事業者の課題・問題を確認・指導することは、飼料の品質・安全確保を図る上で必要不可欠であると認識しています。今後とも、リスクの程度に応じた立入検査の実施や、事業者に対する研修等を通じて、飼料の品質・安全確保に貢献できるよう取り組んでまいります。</p>
(3)14	<p>資料3-3 P28</p> <p>主要な経年データにおいて、昨年度までは立入検査報告と試験結果報告が欄を変えて記載していましたが、今年度はまとめて記載しています。何か理由があるのでしょうか。</p>	<p>中項目の評定については、小項目別の評定結果の積み上げによるとされています。</p> <p>ご質問については、令和2年度の目標・計画策定時に、小項目の評定結果が中項目の評定により反映されるよう、小項目数を減らすこととし、立入検査の一連の業務として、立入検査報告と試験結果報告を一つの評価指標にまとめたところ です。</p>

(3)15	<p>資料3-3 P31 ①イ</p> <p>「米国の未作付けの圃場にて未承認遺伝子組換え小麦が発見された」とありますが、未作付けなのに、小麦が植え付けてあったというのは、経緯がよくわかりません。</p>	<p>ご質問については、小麦が作付けられていない米国内の圃場において、除草剤（グリホサート）耐性の未承認遺伝子組換え小麦が自生しているのが発見されたということです。</p> <p>なお、米国において商業栽培を認めた遺伝子組換え小麦はなく、自生していた原因は公表されていません。</p>
(3)16	<p>資料3-3 P33 ④ウ</p> <p>評定はAでも良いのではないかと考えられました。コロナ禍においても、工夫してサンプルを入手して、所期の目標を達成したことは評価できると思います。その他の項目についても同様の事例があります。</p>	<p>④ウを含め、コロナ禍における事業計画の目標達成のための創意工夫等の取組については、小項目毎に特筆事項等として記載した上で、小項目毎の評定はBとしています。</p> <p>ただし、委員ご指摘のとおり、④ウを含め、コロナ禍で業務を進める上で、極めて重要な創意工夫等であったにもかかわらず、これまでの小項目別の評定結果の積み上げによる評定方法では、各職員の取組成果を評価に反映させることが難しかったため、今回の自己評価に当たっての新たな取組として、資料3-3の30頁のとおり、飼料及び飼料添加物関係業務（中項目）に【特質事項等について（創意工夫等）】を記載することによってA評価としています。</p>
(3)17	<p>資料3-3 P34 ④エ</p> <p>実施率2/2となっていますが、要請件数は5件なのではありませんか。</p>	<p>ご質問については、（腸球菌（菌株）の引継ぎ）の要請4件を実施率の分母の1件とし、また、（妥当性確認）の要請1件を同様に1件とし、【実施率100%（2/2）】と記載しました。</p>
(4) 令和3年度目標及び事業計画の紹介		
(4)1	<p>年度目標：P5/事業計画：P4：（質問）「ノウハウの水平展開」は、本部で作成したノウハウを地域の担当者とシェアするということでしょうか？また、その際、今年度作成した立ち入り検査の動画も活用するのでしょうか？関連して、「肥料の分析に係る許容差」とは何のことでしょうか？</p>	<p>ノウハウの水平展開については、これまでFAMICが培ってきた肥料の検査手法や検査技術等を、地方農政局及び都道府県の肥料検査担当者に研修するもので、その際、今回作成したサンプリング動画も活用することとしています。</p> <p>また、ご質問の「肥料の分析に係る許容差」については、分析値が測定装置の精度等の要因により一定の誤差を有しているため、この要因の誤差について許される値の範囲を定めたもののことです。</p>
(4)2	<p>年度目標：P8-9/事業計画：P6：（質問）クロピラリドへの対応は【重要度：高】となっていますが、まだ当分続くのでしょうか？また、ここで取り上げている生育障害以外に、作物残留の問題はないと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>クロピラリドへの対応については、生育障害が問題となる園芸作物等に対する被害防止の具体策を検討するため、平成29年度より実態調査を進めており、令和3年度も引き続き実施することとしています。</p> <p>なお、クロピラリドの作物残留については、現時点で、クロピラリド濃度の高い肥料を施肥した場合に残留基準値を超えないという十分な科学的な知見が得られていません。</p>

(4)3	<p>年度目標：P11/事業計画：P8-9：  (質問) 年度目標にある「農薬原体の組成に係る審査」について、事業計画では特段の項目立てがないですが、令和3年度は具体的計画がないと理解してよいでしょうか？  (コメント) 農薬の再評価に伴う業務は、蜜蜂への影響や作業者曝露以外にも新たな対応が様々に想定されるとともに、期限内に対応する必要があり、【重要度】や【困難度】が高いのは十分理解できますが、FAMIC職員に過度の負担がかからないように配慮していただきたいと思います。また、新たな対応を考える際、欧米の先例に学ぶことは重要ですが、作目、栽培形態、農薬の処理法等の違いから、そのまま導入できないこともあると思いますので、調査研究等を通して検討していただきたいと思います。</p>	<p>「農薬原体の組成に係る審査」については登録審査に含まれており、令和2年度においても登録審査業務の一連で行っているところです。また、令和3年度からは再評価の審査業務の一連でも農薬原体の組成に係る審査を行うこととなります。  再評価業務に伴う職員への負担については、本省との分担を行うなど過度とならないよう努めております。また、新たな対応を考える際は、委員のご意見も参考にして検討したいと思います。</p>
(4)4	<p>年度目標：P22/事業計画：P11：(質問)「薬剤耐性菌」のリスク分析において、と畜場や食肉工場に絞ったモニタリングを実施するのは、HACCPにおいて重要な飼育(家畜)施設のモニタリングは既に終了していると理解してよいでしょうか？</p>	<p>薬剤耐性菌のモニタリング調査については、健康家畜由来の薬剤耐性菌を調査対象としているため、と畜場及び食肉処理場で採材された菌株を供試しています。  ご質問の飼育(家畜)施設については、より食卓に近いと畜場を対象としていたEU等海外の動向を踏まえ、平成28年度に調査対象から外したところです。  なお、病畜由来の薬剤耐性菌については、都道府県の家畜保健衛生所の病性鑑定で採材された菌株を対象に調査しています。</p>
(4)5	<p>年度目標：P32/事業計画：P18：(質問)「JAS規格の国際化」のロードマップは、輸出促進との関係も含めてどのようなになっているのでしょうか？年度目標：P33や事業計画：P19にある「国際規格(ISO)」との関連もあるのでしょうか。</p>	<p>JASの国際化については、JASを元にISO等の国際規格化を目指すもののほかに、規格自体はJASのまま、海外において浸透 定着を図るものもあります。また、JAS化の検討時にすでに国際規格が存在する場合は、可能な限り当該国際規格と整合するように検討を行っているところです。  JASを元に国際規格化を目指す機能性成分の試験方法については、まずは、「生鮮野菜、果実及びそれらの低次加工品中の内在性成分分析法」として一般的事項をISO化した後に個別成分の試験方法JASについて必要に応じてISO化していく方向で進めています。一般的事項のISO化には3年程度を見込んでいます。また、現在JAS化検討中の生鮮魚介類の鮮度評価については並行してISO化を目指し国内委員会での検討を始めているところです。</p>

<p>(4)6</p>	<p>年度目標：P42/事業計画：P26：（質問）「講習会の開催」において、講師（話題提供者）に対して、Web配信によるメリットやデメリットを想定していますか？また、対面と異なり双方向コミュニケーションが難しくなりますが、そのことへの対策は考えていますか？</p>	<p>Web配信（ライブ配信）によるメリットとしては、移動時間が不要のため参加しやすくなることやデジタルコンテンツの作成が不要であること、リアルタイムで質問を受けることができるなどであり、デメリットとしては、システムトラブルが発生した場合の処置や、トラブル発生により視聴ができなくなった場合の対応などが考えられます。双方向コミュニケーションは、チャット機能を使用することによりリアルタイムで対応可能です。また、配信後でもメール等で質問を受けることも想定しています。</p>
<p>(4)7</p>	<p>年度目標：P47/事業計画：P30：（質問）「受託業務」として、具体的にどのようなものを想定していますか？また、そのエフォートはどの程度が妥当と考えますか？</p>	<p>「JASに規定された集成材の接着剤の同等性能評価」や「外部（警察等）からの食品の産地判別鑑定依頼」を受託業務として実施することとしています。なお、これらの業務の実施にあたっては、年度目標で指示された業務の達成に影響のない範囲で対応していきます。</p>
<p>(4)8</p>	<p>年度目標：P47/事業計画：P31：（コメント）「男女共同参画」において、基本計画では目標の数値が明記されていますが、具体的数値を示さないのは、妥当な判断と考えます。</p>	<p>-</p>
<p>(4)9</p>	<p>年度目標：P48/事業計画：P33：（質問）「業務活動における環境への配慮」の中で、ペーパーレス化は、昨年度の電子ジャーナル化以外に何か具体的に考えていますか？また、環境への配慮やコスト削減以外に業務の効率化も念頭に入れているのでしょうか？</p>	<p>これまで役員会を始め内部会議及び各種委員会の資料については、業務の効率化も踏まえペーパーレス化しております。また、令和2年度は、肥料研究報告 飼料研究報告の電子ジャーナル化や、事業報告書類の整理統合による一部の報告書の廃止（冊子配布も廃止）等、業務の効率化、ペーパーレス化を行っています。令和3年度は農薬調査研究報告及び食品関係等調査研究報告の電子ジャーナル化の検討を行う等、引き続き、環境配慮 無駄削減推進委員会で検討を重ね、可能なことから取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>(4)10</p>	<p>年度目標：P49/事業計画：P34：（質問）「情報セキュリティ」について、在宅勤務で想定される課題への取り組みはされるのでしょうか？逆に、コロナ禍における経験を生かして、在宅勤務を含む業務の効率化に結び付けることは考えられるのでしょうか？</p>	<p>在宅勤務に対応する新たなICTソフトウェアの導入に伴う情報セキュリティのリスクについては、昨年に引き続き、情報セキュリティ教育により対応する予定となっています。また、感染症対策への対応として令和2年度に在宅勤務制度を創設しましたが、令和3年度は当該対策だけではなく、より働きやすい職場作りと業務の効率化を含む働き方の見直しにもつながる新たな在宅勤務制度の導入を検討しているところです。</p>

<p>(4)11</p>	<p>業務内容を変化させ得る新型コロナ禍は、令和3年度も継続しております。</p> <p>資料4-2 FAMICの令和3年度目標 新旧対応表には「さらに、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、感染防止対策を講じた上での業務運営が求められる。」との記載がありますし、資料4-3 FAMICの令和3年度事業計画 新旧対照表にも「また、関係法令の改正等への対応や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策など、社会環境の変化や国、消費者等のニーズを踏まえた業務運営に努める。」と記載されておりますが、明らかに例年と異なる活動をせざるを得ないわけですから、その具体的な明記が求められるのではないのでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルスへの対応については、その時々での状況に応じた対応が求められることから、令和3年度の事業計画には、具体的な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を記載していませんが、業務の執行に対する重大なリスクとして認識しており、引き続き換気、消毒等職員の感染防止対策の励行や通信機器の充実等による在宅勤務の環境整備等を図るとともに、令和2年度の経験を活かして、コロナ禍に対応した各業務の運営を行ってまいります。</p>
<p>(4)12</p>	<p>食品循環資源利用飼料の加熱処理基準等に係る規制見直しに関連して</p> <p>令和3年度から、食品循環資源利用飼料の加熱処理基準等に係る規制見直しが実践されます。エコフィードの安全性確保について、飼料安全法に基づき、都道府県をまたがって広域に流通するものは国が担当し、その検査は農林水産省の指示に基づきFAMICが実施する。また、単一県内で流通するものは都道府県が担当するということでした。一方、新たな規制では、食品残さを飼料原料として利用するすべて飼料製造業者に対して、取り扱う原料の種類等を自己点検した結果等を「確認届」としてFAMICを経由して農林水産省に提出することになっています。確認届の提出方法についても、単一県内で流通するものは都道府県を経由し、都道府県をまたがって広域に流通するものはFAMICを経由して提出するとした方が、現状の把握とその後の検査等の実施についてよりスムーズになると思われました。</p> <p>また、確認届の取り扱いについても、令和3年度の年度目標 計画に記載されていても良いのではないかと考えられました。</p>	<p>食品循環資源利用飼料を製造 販売するエコフィード工場については、全国的に平準化した検査 統一的な指導を行うため、令和2年度から、流通範囲に関係なくFAMICで対応することとされました。</p> <p>また、畜産農家で自家使用する食品循環資源利用飼料については、飼料としての品質 安全確保だけでなく、家畜衛生の観点からも確認 指導する必要があるため、各都道府県の飼料安全部門と家畜衛生部門とが連携して対応することとされました。</p> <p>このため、エコフィード工場から提出される確認届については、FAMICを経由して農水省に提出された後、各都道府県に共有されることとなっています。</p> <p>なお、確認届の提出については、令和3年4月の義務化前までに、エコフィード工場自らが加熱基準への対応状況を確認することを目的としており、令和3年4月以降に提出されることはほとんどないと考えられたことから、目標 計画へ記載しなかったところです。</p>
<p>(5)その他</p>		
<p>(5)1</p>	<p>Web会議導入によって、むしろ会議の開催回数や出席頻度が増えたことはないでしょうか？</p>	<p>コロナ禍の下、これまで対面の会議であったものが単純にWebに置き換わり開催されるようになったものについては、会議の開催回数や出席頻度は例年と同程度ですが、Webの国際会議のように、多くの国の参加を可能とするために1回の会議時間を限定した結果、開催回数が増えているものもあります。</p>
<p>(5)2</p>	<p>全体として、指摘に基づいた改善を真摯に行っており、その点は非常に評価できる。そのうえで、当日はいくつか意見を述べたく思う。</p> <p>肥料及び土壌改良資材関係業務、農業関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務各分野にわたって、FAMICの理念に基づいた調査研究を進めていると評価できる。</p>	<p>-</p>

<p>(5)3</p>	<p>理科系の知見に乏しいため、一般論となるが、たとえば、中国ではアフリカ豚熱が猛威を振るうなど、畜産関係で大きな影響をもたらす感染症が問題となっている。</p> <p>他の研究機関と連携しつつ、FAMICの守備範囲と他の研究機関の守備範囲をつなぎ合わせる形で、少し大きなテーマで家畜の感染症の防止に寄与する研究の方向などはあるか。</p> <p>社会的要請に基づいたテーマ設定があると、FAMICの評価もより高まると考えられる。</p>	<p>ご質問については、牛海綿状脳症を除き、これまでに家畜の伝染性疾患に係る共同研究への参画や、参画依頼はありません。今後、参画できる共同研究等があれば、検討してまいります。</p> <p>なお、今年度から国立研究開発法人農業・食品産業技術総合機構（農研機構）食品研究部門に職員を派遣しており、派遣先も含めて、将来的な共同研究を模索しているところです。</p>
<p>(5)4</p>	<p>GMP研修会のオンライン化など、オンラインへの取り組みを積極的に進めているが、今後、新型コロナウイルスが収束に向かったとしても、オンラインでできる業務はオンラインで、という趨勢は続くと思われる。そういった洗い出しを積極的に行ってもらいたい。</p>	<p>ご意見のとおり、オンライン化の趨勢は続くと思われまます。このため、令和2年度に実施したWebによる研修会や施設見学等の経験を踏まえ、より利用者の利便性向上につながるよう、改善を図りながらこれら業務を実施していきます。</p>
<p>(5)5</p>	<p>電子ジャーナル化も、学術研究機関を中心として推進しなければならないので、取り組みにもあるように、電子ジャーナルの広報のほうに注力してもらいたい。</p> <p>関連で、諸外国でも電子ジャーナル化が進んでおり、関連分野の調査研究について、より積極的に収集・分析する体制を整えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、農薬調査研究報告及び食品関係等調査研究報告の電子ジャーナル化について検討します。</li> <li>・また、肥料研究報告及び飼料研究報告を含め、これら電子ジャーナルについて、メールマガジン、Facebook、広報誌等の広報媒体を用いて周知してまいります。</li> <li>・現在も、関連分野の調査研究について積極的に情報の収集・分析を行っているところです。今後も引き続き、積極的に情報の収集・分析を行ってまいります。</li> </ul>
<p>(5)6</p>	<p>輸出進法に対応する業務で情報収集を強化しているとのことなので、さらなる強化を期待したい。</p>	<p>輸出促進法に基づく業務は令和2年度から開始したところですが、今後も日本の農林水産物及び食品の輸出に寄与できるよう適切な業務の遂行に努めたいと思います。</p>
<p>(5)7</p>	<p>職員、特に技官の人材確保については、順調に推移しているのかどうか。待遇については民間と比較してどうか、若干気になる。</p>	<p>技術系職員の人材確保につきましては、業務運営に支障が生じないよう、国家公務員採用試験合格者から必要な人員を採用し確保しているところです。また待遇につきましては、人事院が民間の実態を調査した上で決定している国家公務員の制度を参酌し決定しているところです。今後も優秀な人材確保のため、学生へのPR等を行い適切に対応していきたいと考えております。</p> <p>○参考（技術系職員の採用者数） H31年度：16(7)、R2年度：15(10)、R3年度：16(11)</p> <p>※ カッコ内はうち女性職員。</p>